

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 佐々木 一英 殿

特定非営利活動法人 コモンズ
代表理事 喜多 順三



「吉野川流域住民の意見を聴く会」の運営について（意見）

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行におけるファシリテータの中立性・独立性確保のための協定書（平成 18 年 6 月 30 日、国土交通省徳島河川国道事務所～コモンズ間で締結）の「3. 詳細事項（2）コモンズの責務」に基づき、「吉野川流域住民の意見を聴く会」の運営に係る意見を、下記のとおり提出します。

記

1. 協定書の抜粋

協定書「3. 詳細事項（2）コモンズの責務」より

コモンズは、「住民の意見を聴く会」の進行を的確に実施するため必要がある場合には、「住民の意見を聴く会」の運営について、国土交通省に書面等により意見を提出することができます。

2. 意見の内容

「コモンズ第 0702 号（意見）、平成 19 年 5 月 29 日付」での意見に対し、「国四整徳地第 16 号（回答）、平成 19 年 7 月 23 日付」で回答をいただきました。

十分な意見交換の場を形成するための改善に向けて基本姿勢が示されたことはコモンズとして評価します。

今後の「住民の意見を聴く会」でのより良いコミュニケーション確保の観点から、下記の項目に留意した次回以降の「住民の意見を聴く会」の開催を要望します

1. 意見交換の対象となる「検討テーマ」の抽出・明示
2. 「住民の意見を聴く会」の開催予告（含む検討テーマ）の事前周知徹底
3. 既開催の検討結果の情報整理・伝達の改善
4. 対話型会場設営の改善
5. 河川整備計画策定の観点から、「抜本的な第十堰の対策のあり方」の検討についての取り組み方針の明示
6. 「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く）の策定までの、「住民の意見を聴く会」の開催予定の明示

以上